

『三代実録』の注釈形式

—— 助字「先是」を中心として ——

はじめに

谷 口 孝 介

いわゆる「編年体」と呼ばれる六国史であっても、歴史の記述においてはときに、某日の出来事を記したのちに遡つてことの由来を説き明かさばあいがある。そのさい、六国史が学んだ中国古代の史書においては、『史記』以来、助字「先是」を用いて記述するのが通例であり、この助字は「初」「往」「是日」などとならんで、歴史を記述するさいの指標となる表現となっているのである。これらの語に注目して六国史を通覧してみると、ことに「先是」の使用に関して、『三代実録』の表現方法の特異性が見てとれる。そこではたんに記述されたことがらの時系列の先後をいうために使用されているのではなく、時系列を超える歴史の理法を表出する指標として機能しているものと考へるのである。

『三代実録』は、坂本太郎氏のいうように、紀伝道のもっとも成熟した時期に、当時の紀伝道の中心人物である菅原道真、大藏善行、三統理平らによつて撰述された歴史記述の体例のひじょうに整つた史書である。しかもこのおり道真はすでに『類聚国史』の編纂を終えており、歴史記述のあり方にじゅうぶんに反省的であつたはずである。いっけん事実のみを客観的に羅列して記述しているかに見える『三代実録』にあつて、この助字「先是」

の用法が前の五国史とは異なっていることは、編者たちがこの語によって、記述されたことからの歴史における有意味性を保証しようとするためであつたと考えられるのである。

本稿においては、助字「先是」の中国、日本古代の用法を検討したうえで、『三代実録』が『漢書』五行志に見える天人感應思想に基づいた用法を採択して、歴史記述の理法を表す指標としたことを指摘することとする。

一、紀伝の学と『三代実録』

本節においては、中国史書における方法としての「紀」と「伝」とを確認して、その具体的現れである三史を学んで成立した日本古代の紀伝道を概観し、その精華たる『三代実録』の編纂方針を序文より見る。

中国正史の体例が多く「紀伝体」であることは周知のことである。ただこの「紀伝」を本紀と列伝とからなる史書の略称と捉える理解が一般的であるが、中国古代にあつて歴史記述そのものを表すこともあつた「紀伝」という術語には、中国における歴史の本質が内包されているものと考えられるのである。

ヘーゲルが中国の歴史の学問について、「歴史はあきらかになつた事実のすべてを、判断や理由づけなしにとりこみます」と独善的に下した断定は、しかしながら中国の「史」のあり方をいいててもいる。『春秋左氏伝』を注した晉の杜預は「春秋」の名義を解き明かすなかで次のようにいう。

春秋者魯史記之名也。記事者以レ事繫レ日、以レ日繫レ月、以レ月繫レ時、以レ時繫レ年。所下以紀二遠近一、別中異同也。故史之所レ記、必表レ年以首レ事。(春秋左氏伝序)

春秋とは魯の史記の名なり。事を記す者は事を以て日に繫け、日を以て月に繫け、月を以て時に繫け、時を以て年に繫く。遠近を紀のえ、同異を別つ所以なり。故に史の記すところは、必ず年を表して以て事を首む。

史官の記録たる史書においては、出来事は年月の遠近を秩序正しくきちんとしてとらえて、異同を分かつて日次に

記されていったのである。^註

しかしそのけつかできあがった史書『春秋』は無味乾燥な事実の羅列などではなく、杜預によると一言一句が聖人たる「周公之志」なのであり、「仲尼從而明之」というように、孔子が行った原『春秋』より現『春秋』への編定は、聖人の志を明確にするようになされたものだというのである。ところがこのような経文の有意味性（義）は隠微されており、儒教精神の価値観による歴史意識に拠らないかぎり、「判断や理由づけなしにとりこまれた事実の羅列にしか見えないのである。左丘明が伝をなした理由もそこにあると、杜預はいう。

左丘明受_レ経於仲尼、以為経者不_レ刊之書也。故伝或先_レ経以始_レ事、或後_レ経以終_レ義、或依_レ経以弁_レ理、或錯_レ経以合_レ異、随_レ義而発。

左丘明経を仲尼に受けて、以為えらく、経は刊るまじきの書なりと。故に伝或いは経に先んじて以て事を始め、或いは経に後れて以て義を終え、或いは経に依つて以て理を弁じ、或いは経を錯えて以て異を合し、義に随いて発するなり。

左丘明の伝は、このように経との関係においてさまざまの工夫をこらしつつ、聖典たる経の文を一字たりとも削らずに、経の含意する「義」に随つて、それを釈義する伝の文を書き起こしたというのである。

内藤湖南氏『支那史学史』によると、いわゆる「春秋の筆法」によつた司馬遷にとつて「一家言の著述」であるところに「史記」の特徴があり、「単に昔からの事実を羅列したのではない」のであり、「編纂の微妙なる意味、論断」に「自己の一家言たる特色」を出したと述べている。その間に「古今を通じた沿革上の真理」を得ようとしたのである。

中国における史書の理念的なありようは、つまりは伝によつて發義されるべき紀事の体をとるものであったといえる。その紀事の表層のみを観察すれば、さきのヘーゲルの發言となるわけだが、「事を紀する」には史を成り立たせている原理（義）があるのであつて、それがとりもなおさず中国史書における史観なのである。

「紀伝」とはこのような中国史書の方法をいう語である。

このような中国史書における「紀」と「伝」との関係を端的に指摘したものととして、盛唐劉知幾『史通』（列伝）の次の発言がある。

夫紀伝之興、肇於史・漢。蓋紀者編年也、伝者列事也。編年者歴帝王之歲月、猶春秋之經。列事者録人臣之行狀、猶春秋之伝。春秋則伝以解経、史・漢則伝以釈紀。

夫れ紀伝の興りは、史・漢に肇まる。蓋し紀は編年なり、伝は列事なり。編年は帝王の歳月を歴いで、猶お春秋の経のごとし。列事は人臣の行狀を録し、猶お春秋の伝のごとし。春秋は則ち伝以て経を解し、史・漢は則ち伝以て紀を釈す。

「紀」の本質は編年であり、その体例は帝王の事績を歲月を逐つて叙述する「春秋」の経文に倣うものである。いっぽう「伝」は人臣の行狀をその経緯について叙述するものであつて、「春秋」の伝文に類比されるのである。つまり劉知幾はここで『史記』や『漢書』の紀と伝との関係を、『春秋』における経文と伝文との関係に対応させて考へているのである。紀伝体における「紀」と「伝」とは、かように対等に並列されたものではなく、経文としての「紀」を「伝」が解釈する関係にあるのである。ここでは実態はともかくあくまでも帝王の事績の羅列である「紀」が歴史の本体なのであつて、「伝」は「紀」の解釈のための補助的部分と理念されている。

日本古代の学問の世界において、大学寮の中国史書・漢文学を専攻する学科を紀伝道もしくは紀伝の学と呼称したのも、中国史書の本質を「紀伝」という術語に看取したからにちがいない。紀伝道の教科書として、『文選』『爾雅』に加えて「三史」が重視されたことは当然であるが、その「三史」が芳賀紀雄氏のいうように、『史記』『漢書』『後漢書』であつたとすると、いずれも紀伝体の典型的な体例を持つものであることが注目される。『三國志』などもちろん読まれてはいたのが、おそらくその体例が正統的な紀伝体でないことから、紀伝道の教科書とはされなかつたと考へられるのである。

日本の史書編纂にあたる紀伝道の学者たちの規範としたものが、前述の中国史書の「紀伝」という方法であつたことがじゅうぶんに推測できるのである。ただしこれも周知のように、中国の紀伝体の史書に学んだかれらが

作り出したものは紀伝体の史書ではなかった。六国史がなぜ紀伝体を採らなかつたのかはいま措くとして、かれらは中国の紀伝体の正史とは區別して、みずからの史書を「國史」と呼んだようである。『令集解』（職員令、圖書頭）の「修撰國史」の注に、「古記云、國史、當時之事記書名也。如春秋漢書之類。實錄事也。朱云、修撰國史、謂實錄事也」とあり、神野藤昭夫氏もいうとおり、奈良朝においてすでに日本の史書の実態は「実録」であることが認識されているのである。書名としては『日本書紀』『続日本紀』『日本後紀』といずれも「紀」とされているのであるが、中国史書のように一王朝の断代史がありえない日本においては、いきおい「當時之事記」つまり天皇一代ずつの記録とならざるをえず、実態としては中国における「実録」の集積のものになつてしまふのである。このことを自覺的に書名としたのは、『日本文徳実録』と『日本三代実録』とであり、当時の紀伝道の成熟のさまがこのことから知られるのである。

なかでも『三代実録』はその序文に見るように歴史記述の方法について自覺的であつて、次に挙げるように、他の五国史には見られない明確な撰述の基準があつたことが分かる。

今之所撰、務婦簡正。君奉必書、繪言遐布。五礼沿革、万機變通。祥瑞天之所祚於人主、災異天之所誠於人主。理燭方策、撮而悉載之。節會儀注、悉嘗制度、蕃客朝聘、自余諸事、永式是存、粗萃三大綱。臨時之事、履行成常、聊標凡例、以示有之矣。閔委巷之常、乖教世之要、妄誕之語、棄而不取。

今の撰するところ、務めて簡正に帰す。君奉は必ず書し、繪言遐く布ぶ。五礼の沿革は、万機變通す。祥瑞は天の人主に祚するところなり、災異は天の人主を誠むるところなり。理は方策に燭らして、撮りて悉くこれを載す。節會の儀注、悉嘗の制度、蕃客の朝聘、自余の諸事は、永式これ存すれば、粗ぼ大綱を挙げ。臨時の事、履行常と成れば、聊か凡例を標し、以てこれあるを示せり。委巷の常に関し、教世の要に乖く、妄誕の語は、棄てて取らず。

いつけん些細な出来事を羅列的に並叙しただけに見える『三代実録』の記述には、ここに見られるような、厳密

な取捨選択の基準が存したのであった。大前提として、「教世の要に乖く妄誕の語」は採用しないというように、国史がたんなる記録の集積ではなく、律令国家の治世の必要性に応じて編纂されているものであることをいう。そのなかでも祥瑞災異には天皇に対する天の意思が意識されており、出来事だけをそつげなく記述したかに見える叙述の背後には、中国史書の方法と通底する「紀」が「経」であるという方法意識が存するのである。ただ日本の史書が上にもいったように、中国正史の体例である紀伝体ではなく実録体であったことよって、中国においては「紀」と「伝」とは截然と区別されていた歴史記述が、「伝」が「紀」のなかにはさみこまれる記述になっている点に留意しなければならないのである。

「はじめに」で述べた六国史の日次の記述に逆行するかのように入挿される説明的箇所は、このように中国の「紀伝」の方法を受けた歴史記述の本質的問題であったことを確認しておきたい。

二、『三代実録』の「先是」

本節では、前節で見た歴史記述の方法を具体的に『三代実録』について検討するにあたって、『三代実録』の「先是」の用法を四種に分類し、以前の五国史とも比較して、『三代実録』には、たんなる時系列の先後を言い表すだけではなく、記事の有意味性を付与する特徴的な用法が存することを指摘する。

『三代実録』の「先是」の用法を整理してみると、おおきく①出来事の予兆を挙げる、②出来事の有意味性を付与する、③出来事の因由となる史料を挙げる、④時系列の先後を表すの四種に分類することができる。いまその典型的な例を一例ずつ掲示する。

- ①（嘉承三年）十一月廿五日戊戌。立為_二皇太子_一。于_レ時_レ誕育九月也。先_レ是、有_二童謡_一云、「大枝を_レ超て走超て、騰がり躍どり超て、我や護もる田にや、搜あさり食む志岐や、雄々い志岐や」。識者_レ以為、大枝謂_二大兄_一也。是時、文徳天皇有_二四皇子_一、第一惟喬親王、第二惟彥親王、第三惟彦親王、皇太子是_二第四皇子_一也。

天意若曰超三兄而立。故有此三超之謠焉。

② (天安二年八月二十九日) 皇太子与皇太夫人、同興遷御東宮。儀同行幸。但不警蹕。先是、廿七日。奉迎皇太夫人於東五条宮。欲令擁護幼冲太子也。

③ ア (貞觀三年三月) 十四日戊子。於東大寺、設無遮大会。奉供養毘盧舍那大仏。(中略) 是日。即便開眼、仏師入籠、轆轤引上、乃点仏眼。凡其莊嚴之儀、不可勝載。(中略) 先是、詔從四位下行文章博士兼播磨權守菅原朝臣是善、作咒願文曰、(咒願文略)。

イ (貞觀五年三月十五日丁丑) 是日。禁諸国牧宰私養鷹鷄。先是、貞觀元年八月。頒下詔命、不貢御鷹。亦制国司養鷹逐鳥。或聞、多養鷹鷄、尚好殺生。故以狐徒縱橫部内。故重制焉。

* (貞觀元年八月十三日丙申) 禁畿内畿外諸国司養鷹鷄。

* 『類聚三代格』十九、太政官府「必禁禁制養鷹鷄事」(貞觀元年八月十三日)、「禁下制国司並諸人養鷹鷄及狩禁野事」(貞觀五年三月十五日)

④ (貞觀十八年七月十四日己丑) 先是、去年十月。勅喚散位大藏善行、侍藏人所、校定御書。兼以顏氏家訓、教授帝左右年少及禁中好_レ事者。至是講竟。詔於藏人所、賜竟宴、喚大学文章生_レ賦_レ詩。

①は『三代実録』冒頭の清和天皇即位前紀の記事で、この種の童謡を引用する用法は、『漢書』の詩妖の用例にあたる。この種の記事においては「識者」「天意若曰」などの語が鍵語として機能する。中国の例としては次のようなものがある。

a 是日自殺。凡立十六年而誅。先是有童謡曰、「燕燕、尾涎涎、張公子、時相見。木門倉琅根、燕飛來、啄皇孫。皇孫死、燕啄_レ矢。」成帝每微行出、常与張放俱、而称富平侯家、故曰張公子。倉琅根、官門銅鍍也。(『漢書』外戚伝六十七下、趙皇后)

b 帝初誕、有嘉禾于豫章之南昌。先是、望氣者云、「豫章有天子氣」、其後竟以豫章王為皇太弟。

〔晉書〕孝懷帝紀五)

a は童謡が凶事の予兆として示される典型的な例で、①はこの種の例に基づいている。b も同類の例で童謡に替わって「望氣者」の予言が「先是」によって示されている。しかし①のような例は『三代実録』特有のもではなく、すでに『続日本後紀』にも次のように使用されている。

c (承和九年八月) 甲戌(十三日)。遣參議正躬王、送廢太子於淳和院。備前守從四位上紀朝臣長江、自院逢迎。其儀駕小車出禁中、到神泉良角、駕牛車。先是、童謡曰「天には琵琶をぞ打なる玉兒牽裾の坊に牛車は善けむや辛苴の小苴之華」。有識咸言、童謡不虛、于今驗之矣。

いわゆる承和の変にかかわって、廢太子恒貞親王が禁中より淳和院に移送されるさいに、禁中より小車にて出た記事について、予兆としての童謡を引用するところで用いられている。ここにも「有識」者の判断が示されていることに留意したい。『文徳実録』の次の記事も同様の例と考えてよいだろう。

d (嘉祥三年五月) 壬午(五日)。葬太皇太后于深谷山。遣令薄葬、不營山陵。先是、民間訛言云、「今茲三日不レ可造饑。以レ無三母子也」。識者聞而惡之。至三月、宮車晏駕。是月亦有太后山陵之事。其無三母子、遂如訛言。此間、田野有草、俗名母子草、二月始生、莖葉白脆、每レ属三月三日、婦女採之、蒸搗以為饑。伝為三歲事。今年此草非レ繁。生民之訛言、天假其口。

太皇太后橘嘉智子の葬送にかかわって、「ことし三日饑を造るべからず。母子なきを以てなり」という民間の風説を予兆のように引用するのにも「先是」が用いられている。この例においても「識者」が登場することで分かるように、民間の風説を妖言と捉える『漢書』以来の中国史書と軌を一にするものである。

次に『三代実録』の③の例について見る。『三代実録』には③イの用例はきわめて多く、当該記事の説明のために先行する官符などの原資料を引用するさいに使用される。このばあいもアスタリスクで示したように『三代実録』貞観元年八月十三日の条に見える記事を指示するのである。『三代実録』の特徴のひとつとして官符などの原資料を比較的忠実に引用することが挙げられる。そのさいのことがらの因果関係を示す機能を「先是」が担

っているのである。この種の用法は中国の正史には類を見ないが、中国における正史の前段階である実録に近い例を見る。

e (貞元二十一年四月) 景寅。罷閩中万安監。先是、福建觀察柳冕久不遷、欲立事迹、以求恩寵、乃奏云、「閩中南朝放牧之地、畜羊馬可使華孽息。請置監。許之。收境中畜産、令吏牧其中、羊大者不_レ過三十斤、馬之良者、估不_レ過数千。不_レ經時輒死。又斂百姓苦之、遠近以為笑、至是、觀察閩濟奏罷之。

この韓愈撰『順宗実録』の現伝本は五巻の略本系で、詳本を整理したものと考えられているが、実録本来の体例を伺い知りうる貴重な資料といえるであろう。正史に比して実録は史料性を重視し、原資料を比較的忠実に引用するのであるが、そのさい「先是」によつて原資料を引用し、説明を加えているのである。『三代実録』の「先是」③の用法もこの実録の方法を倣つたものといえよう。

④は、①で見た『漢書』の例のような中国における本来の用法から考えると、「初」との区別のつきにくいあいまいな用法である。江戸時代の助字解説書の類にも「先是」と「初」とが中国古代の史書において区別して使用されていたことが、次のように指摘されている。

文の初より、初と、事跡から書き出して、さて事実に入るあり。事実を詳に記して、さてこのおこりは、まへかどかやうのことからと、例に叙するもあり。此文法左氏を例すべし。先是とかくは、その事をかきて、この事より以前に、かやうの事がある故と、言分けるなり。初はひろくて遠し。先是は、せまくて近し。先時とかけば、ただまへかどと、いふばかりのことなり。(伊藤東涯『操觚字訣』巻三)

初先是往十余歳『河渠書』。初は事のおこりをいひ出す。先是はいまよりさきの義。往は十余歳已前をいふ。語重るに以て義分る。(大典『文語解』巻五)

これらによると「初」は段落の冒頭にあつて、出来事の順序通り書き記すときに使用されるのに対して、「先是」は事実を先に記し、ことの由来を倒叙して「言分ける」つまり説明する用法で、伊藤東涯はこの種の用法を

『春秋左氏伝』の「文法」に類するという。

このように「先是」と「初」とは、中国古代の史書においては厳密に使い分けられていたのであるが、『三国志』や『晉書』などの中国中世の史書においては、「初」との区別がつきにくい「先是」の用法が多く見られる。そのなかから『三国志』の一例を挙げておく。

f 先是、太祖遣劉備詣徐州拒袁術。術死、備殺刺史車胄、引車屯沛、紹遣騎佐之。(魏書六、袁紹伝六)

この例などは一段の冒頭にきていて、「初」と置き換えても文意の変更はないものと考えられる。

『三代実録』以前の五国史にも次に挙げるように多く見られる。

g (神龜四年十二月) 丁亥(二十日)。先是、遣使七道、巡檢国司之状迹上。使等至是復命。(『続日本紀』)

h (天安二年四月二日) 先是、刑部大丞正六位上石川朝臣宗主、大録正七位上難波連清宗等、詐称官宣二作一二省符一。放免罪人佐伯官人等一。是日下二兩人於刑官一鞠定其罪二也。(『文徳実録』)

これらの例はfの『三国志』の例と同様で、一段の冒頭にあつて、時系列に沿つて叙述されているのである。そのさいこの④の用法においては、「先是」が「至是」「是日」などの用語と呼応して使用されるのが特徴である。表現形式上はうえに言つたように「初」と大差ないものであるが、ここで「初」ではなく「先是」が用いられているのは、「先是」が史書特有の用語である認識が定着したことから、伊藤東涯が「先是は、せまくて近し」というように、「先是」によつて導かれる記事内容が、当該日の記事と近縁関係にあると認識された理由によつて、この用語が選択されたものと考えられる。

ところで『三代実録』において④のような「先是」の本来の用法からは離れたやや形骸化した用法が見られる点については、坂本太郎氏の次の見解が参考になる。坂本氏は複数撰者のうち大藏善行の筆録した箇所がある程度特定できるとする。じつはこの④の例もその箇所、これ以外にも坂本氏が大藏善行筆録箇所と推定した箇所

に、同種の用法の「先是」が見られるのである。この種の用法が『三代実録』に散在している背景にはあるいは撰者の用語意識が存しているのかもしれない。

さて最後に②についてである。この例はいっけん単純な時系列の先後の記述に見えるが、「先是」によってことからの有意味性をいう、『三代実録』に特徴的な用例である。この記事は文徳天皇没後、九歳の皇太子が即位するにあたって皇太子の母皇大夫人藤原明子が、幼少の皇太子を守りに輿に同乗するため、それまでの居所であった東五条第より皇太子の居所であった冷然院に迎え入れられたというものである。当該記事はまず八月二十九日に皇太子が母皇大夫人に伴われて東宮に入ったことをいう。そして「先是」によって二日前の二十七日に皇大夫人が皇太子を守るために迎えられたことを説明するのであるが、たんなる出来事の時系列の先後をいうのであるならば、「先是」の下に「二十七日」とあるのであるから、このばあい「先是」は不必要と思われる。げんに同様の事態を記述するにあたって、次に挙げるように「先是」は用いられていない。

(貞観元年四月) 十八日癸卯。皇太后遷_レ自_二東宮_一、御_三右大臣西京三条第_二。去年八月廿九日、与_二今上_一同輿、遷_レ自_二冷然院_一、御_三於東宮_二。擬_レ遷_三五_二条宮_一、暫御_三大_二臣第_一。為_レ避_レ忌也。

この例は翌年に皇太后が東宮より彼女の父親の右大臣良房西京三条第に移ったことという記事であるが、その前提として②として挙げた出来事をいうのに、「先是」とはせずになんか「去年八月廿九日」と日付を掲げ、客観的にふたつの記事が時系列の先後であることをいうに止まっているのである。したがって②のばあいは時系列の先後をいうために「先是」が置かれたのではなく、それは八月二十九日の出来事の意味付けを時を遡って行うための措辞であると考えられるのである。その意味付けとは皇大夫人が皇太子と同輿したことの質をいうものである。つまり「幼沖の太子を擁護せしめんと欲す」とあるように、この出来事は皇太子の「幼沖(沖)」という属性に起因すると説き明かすのである。

「幼沖」とは帝位後継者が幼いときに用いられる語で、『漢書』(巻百叙伝下)に「孝昭幼沖、冢宰惟忠」とあり、それに対応する昭帝紀に「後元二年二月上疾病、遂立_二昭帝_一為_二太子_一、歳八歳。以_三侍中奉車都尉霍光_二為

「大司馬大將軍」、受「遺詔」輔「少主」と見える。また齊王儉「褚淵碑文」（『文選』卷五十八）に「明皇不子、儲后幼沖、貽厥之寄、允屬三時望」とあり、その李善注に「謝承後漢書曰、孝靈帝崩、皇太子即位主上幼沖」と見えるように、いずれも幼少の皇太子が即位して重臣が補佐する文脈において使用されているのである。中国史書においてこのような含意をもって使用された「幼沖」によって、皇大夫人同輿の件が意味付けられるということは、天子を補佐し百官を統御する「冢宰」が「少主を輔」けるという構図を暗示しているものと考えられる。この箇所『三代実録』は事実関係のみを客観的に記述しているかに見えるが、じつはこのように九歳の皇太子の即位という出来事が歴史上における大きな事件であることを、「先是」による意味付けによって示そうとしているのである。

この②の用法の「先是」の使用例は『三代実録』以前の五国史には見ることができず、『三代実録』の固有の表現形式であると考えられる。わたしはこのことが第一節で見たこの時期の紀伝道の成熟の反映のひとつではないかと考えている。それによって中国史書の表現方法の正確な理解に基づいた史書編纂のあり方が照射できるのである。次節においては『三代実録』の扱った「先是」の中国史書における本来の用法を探ること、如上の『三代実録』固有の②の用法の根拠を示したいと考える。

三、史書における注釈形式としての「先是」

本節では、中国における助字「先是」の用法について助字解説書などを参照したうえで、日本古代紀伝道に影響を与えた範囲で正史にあたって調査し、史書特有の注釈形式であることを確認する。正史の本体である経文としての編年体の「紀」を、意味付け注釈する「伝」の機能があることを指摘する。

江戸時代の助字解説書の説についてはすでに前節で見ておいたが、中国における代表的な助字解説書である清劉洪『助字弁略』には「先是」について次のような記述を見る。

漢書食貨志「先_レ是十余歳、河決_レ灌、梁楚地固_レ已_レ救_レ困」。先_レ是、追原之辭。史記平準書作「初先_レ是往十余歳、河決_レ餓、梁楚地固_レ已_レ救_レ困」。初先_レ是者、重言也。往、亦先_レ是之辭。此以「四字」為「重言」者也。

ここでは「先_レ是」が史書の叙述における「追原之辭」であることが簡潔に指摘されている。ただここに引例されている『史記』（平準書）のばあいは、「重言」とあるように史書の表現としては未完成な素朴なものといえよう。げんに滝川亀太郎氏『史記会注考証』においては、「初往」二字、校勘者旁注、誤入「本文」、漢志無」と、この箇所「初往」二字は衍字であって、『漢書』（食貨志）のかたちを是としている。滝川氏の説は『史記』本文の校訂方針としては行き過ぎと考えられるが、『漢書』における「先_レ是」の完成された記述形式から見ると『史記』の表現は史書としては未完成な素朴なものということになるのだから、歴史記述における特有の表現であることは理解できる。

さて次に、中国正史の「先_レ是」の用法を平安時代の講書の範囲、つまり『史記』、『漢書』、『後漢書』の三史、『三國志』および『晉書』に限定して調査し、各書について典型的な用例を掲げておく。

a 『史記』

①未_レ生、而孝文帝崩。孝景帝即位。王夫人生_レ男。先_レ是、臧兒又入_二其少女兒姁_一。兒姁生_二四男_一。（外戚世家十九）

*初、皇后入_二太子家_一、後女弟兒姁亦後入、生_二四男_一。（『漢書』外戚伝）

②衛子夫已立為_二皇后_一。先_レ是、衛長君死。乃以_二衛青_一為_二將軍_一。擊_レ胡有_レ功、封為_二長平侯_一。（外戚世家十九）

b 『漢書』

①五月。詔曰、「夫吏者、民之師也、車駕衣服宜_レ稱。（中略）」先_レ是、吏多_二軍功_一、車服尚_レ輕、故為_レ設_レ禁。（景帝紀五）

②春秋桓公十四年「八月壬申、御廩災」。董仲舒以為、先_レ是、四国共伐_レ魯、大_レ破之於龍門_一。百姓傷者未_レ

瘳、怨咎未レ復、而君臣俱情、内怠政事、外侮四鄰、非能保守宗廟、終其天年上者也。故天災御廩以戒之。(五行志七上)

③「太初元年十一月乙酉。未央宮柏梁台災」。先是、大風發其屋、夏侯始昌先言其災日。後有江充巫蠱衛太子事。(五行志七上)

④「征和三年秋、蝗」。四年夏、蝗。先是一年、三將軍衆十余万征匈奴。征和三年、式師七万人没不還。(五行志七中之下)

⑤傅介子、北地人也、以從軍為官。先是、龟茲、樓蘭皆嘗殺漢使者、語在西域伝。至元鳳中、介子以駿馬監求使大宛、因詔令責樓蘭・龟茲国。(傅介子伝四十)

c 『後漢書』

①遂立為皇后。先是數日、夢有小飛虫無數赴著身、又入皮膚中而復飛出。既正位宮闈、愈自謙肅。(皇后紀十上、顯宗馬后)

②又徙京兆尹。其政用寬仁、憂恤民黎、擢用長者、与參政事、郡中歛愛、三輔咨嗟焉。先是、陳留辺鳳為京兆尹、亦有能名、郡人為之語曰、「前有趙張三王、後有辺延二君」(延篤伝五十四)

③「桓帝建和二年五月癸丑。北宮掖庭中德陽殿火、及左掖門」。先是、梁太后兄翼挾姦、以故太尉李固・杜喬正直、恐害其事、令人誣奏固・喬誅滅之。是後梁太后崩、而梁氏誅滅。(五行志二)

d 『三國志』

①五月、曲阿言甘露降。先是、戲口守將晉宗殺將王直、以衆叛如魏、魏以為斬春大守、數犯辺境。(吳書二、吳主伝二)

e 『晉書』

①(孝懷帝永嘉)六年五月、無錫県有四株茱萸樹、相糝而生、状若連理。先是、郭景純蠶延陵蝦鼠、遇臨之益、曰、「後當復有妖樹生、若瑞而非、辛螫之木也。儻有此、東西數百里必有作逆者」。

及二此木生^二、其後徐叢果作^レ乱、亦草妖也。(五行志中一八)

② 勅統^二步騎四万^二赴^二金墉^二、濟^レ自^二大塙^一。先^レ是、流漸風猛、軍至、冰泮清和、濟畢、流漸大至、勅以爲神靈之助也、命曰^二靈昌津^一。(載記五、石勒下)

『史記』は四例のみで、いずれも時系列の先後關係をいうもので、①のアスタリスクで示した例のように「初」に置き換えても大差ない用法といえる。さきの『助字弁略』の説が思い出されるところである。またこの①のように后妃所生の子女を挙げるさいの用法は、『日本書紀』が次のように踏襲している。

(垂仁紀三十四年三月) 仍喚^二綺戸辺納于後宮^一。生^二磐衝別命^一。是三尾君之始祖也。先^レ是、娶^二山背刈幡戸辺^一、生^二三男^一。第一曰^二祖別命^一、第二曰^二五十日足彦命^一。第三曰^二肝武別命^一。

『日本書紀』の氏族の始祖を語る文脈においては、『史記』(外戚世家)などに抛る表現が多く用いられ、ここもその例である。

『漢書』になるといつきに「先是」の用例が増える。なかでも②③④のように五行志に六五例と集中的に使用され、『史記』の素朴な用法から、歴史記述における「先是」の用法の方法上の固定化がなされたものと考えられる。ことに③④などが典型的な例である。いまかきかっで示した部分はいずれも武帝紀の本文であって、これらの記事はまず紀文を掲げてそれに対して、「先是」によってその紀文の意味付けを行っているのである。たとえば③のばあいは、武帝太初元(前一〇四)年、未央宮柏梁台の火災の帝紀の記事を挙げて、これより以前に夏侯始昌が柏梁台の屋根が大風で吹き飛ばされたことによって、火災がおこる期日を予言したこと、この火災が、後の征和二(前九一)年、武帝の皇太子掇が江充によって巫蠱の罪、つまり巫術で人を呪ったとの讒言にあり、自殺に追いやられた事件の予兆になっていることを、「先是」以下で説き明かすのである。

『漢書』五行志はこのように、まず紀文を掲げて、それに対して「先是」によって注釈を加えるという構造を持っているが、そのさい五行志にとって紀文がどのような意味を持っているのかを知ることができるのが②の例である。ここがかっで示した箇所は『春秋』桓公十四年八月の経文である。それに対して前漢の儒者董仲舒の、

この供物倉の火災は、桓公の悪政に対する天の戒めだという説を挙げるが、その説明の文脈のなかに「先是」が用いられている。つまり「先是」は経文を解釈するさいに使用される語であることが分かるのである。

『漢書』五行志の用法は後代にも受け継がれ、^c『後漢書』③の例も同様で、このばあいは孝桓帝紀を挙げて、この火災が梁太后の死と梁氏の滅亡との予兆になっていることをいう文脈で「先是」が使用されている。

第二節でも述べたが、中世の『三国志』『晉書』においては、経と伝との区別はあいまいとなり、「先是」の用法は形骸化し、「初」との区別がつきにくくなっている。これらは六国史とおなじく、紀に注釈としての伝をはずさみこむ体例であり、これも第二節で検討したeの実録体と共通した体例であることが分かる。

このように史書における「先是」の用法の本質が、伝における紀に対する注釈にあることが理解できる。注釈の用法の特徴をよく示してくれるものとして、双行注のなかの「先是」の用例がある。

御廩災何以書。記災也。「火自出燒之曰災。先是、龍門之戰、死傷者衆、桓無惻三痛於民之心」、不重三宗廟之尊、逆天、危三先祖、鬼神不饗。故天心以災三御廩。」（『春秋公羊伝何休解詁』桓公十四年八月）

この例は前掲の『漢書』②とほぼ同様の趣旨のものであるが、後漢の古い用例であり、ここではすでに『春秋公羊伝』に対して双行注のなかで、「先是」によって後漢の何休の注釈的説明がなされているのである。

正史の注のなかにも「先是」は次のように多用されている。

於是、誅北地太守以下、而令民得畜牧辺郡。「集解。瓚曰、先是、新秦中千里無民、畏寇不敢畜牧、令設亭徹、故民得畜牧。」（『史記』平準書八）

黄龍元年「応劭曰、先是、黄龍見新豊、因以冠元焉。師古曰、漢注云、此年二月黄龍見広漠郡、故改年。然則応説非也。見新豊者於此五載矣。」（『漢書』宣帝紀八）

いま『史記』『漢書』の注のなかでも古注の例をふたつ挙げたが、後者の例について見ると、黄龍改元について後漢の応劭が五行志に倣って「先是」で説明しているのに対して、唐の顔師古は「漢注」の説をもって応劭の説

を批判している。このおりに定型的な応劬の説のほうに「先是」が使用されていることは、「先是」という語が注釈用語として後漢の当時すでに定着していたことを物語っていると考えられるのである。

「先是」の注釈の用法は後代にもさまざまに見え、次の『唐会要』の例など、実録から正史が編纂される過程における「先是」の使用の様相が知られるものである。

大暦二年。嶺南節度使徐浩奏、十一月二十五日、当_レ管_二懷集_一、陽雁來、乞_レ編_二入史_一。從_レ之。〔先_レ是、五嶺之外、翔雁不_レ到。浩以為陽為_二君德_一。雁隨_レ陽者、臣婦_レ君之象也。〕〔唐会要〕二十八、祥瑞上

正史に編入されるべき原資料である嶺南節度使徐浩の上奏文が示されているが、そのさいことがらの意味付けを「先是」によって導かれた双行注が行っているのである。この双行注がどの段階で付されたものかは判然としないうが、正史の紀文がいちいちこのような裏付けを持ったものであることの一端を知ることのできる例である。最後に史書ではないが、詩注の例として次のようなものがある。

故人間_二城闕_一、音信_二兩脈_一。別時前盟在、寸景莫_二自擲_一。〔先_レ是、畢贈_レ及詩云、洪鑪無_二火停_一、日月速若_レ飛。忽然衝_二人身_一、飲酒不_レ須_レ疑。〕〔盛唐_二獨狐及_一客舍月下、對_レ酒醉後寄_二畢四耀_一〕

区区心地無_二煩熱_一、唯有_二夢中阿滿悲_一。〔先_レ是、有_下夢_二阿滿_一之詩上。〕〔菅原道真_二夏日偶興_一122〕〔菅家文草〕卷二

前者の獨狐及のものは、親友の畢耀に贈った詩で、「先是」に導かれた双行注は後半の二句に係っている。すなわち以前に畢耀から贈られてきた詩が、別れる前に交わした約束に違わず、些細な日常の描写となつていふことを、その贈詩を挙げることで具体的に示しているのである。つまり獨狐及詩の後半二句を「先是」の注は具体化しているといえる。後者の道真の例も同様で、後句に係り「夢中阿滿悲」の悲しみの実態はさきに作られた「夢中阿滿之詩」に見えることをいっているのである。単純な注ではあるが、史書の「先是」の注の機能を學んで、詩句の含意を説明したものであるといえよう。

本節では、中国の史書に見られる「先是」の本質が注釈的用法であったことを見てきた。その本質によって中

国の紀伝体の正史のばあい、「先是」は紀文にはほとんど使用されない語なのである。「漢書」①の例などは例外的であるが、これとても帝の詔の内容を意味付けるもので注釈的用法がわずかにはさみこまれたものである。第一節に述べたように紀伝体の紀の体例は編年体で、その祖型は『春秋』にある。したがって繫年された記事の各々が経文としての重みを持つのである。「先是」はその重みの由来を説き明かすための装置として機能していたのである。

おわりに

六国史の文体の傾向として、次のように編年のなかに説明的文体がはさみこまれる特徴が見られる。

① 其於_二泉津平坂_一、或所謂_二泉津平坂者_一、不_三復別有_二処所_一、但臨_レ死氣絶之際、是之謂_二歟_一、所_レ塞磐石、是謂_二泉門塞之大神_一也。(『日本書紀』神代上、第五段一書第六)

② (承和四年正月)辛卯(二十七日)。在_二石見國_一五箇郡中神、惣十五社、始預_二官社_一。以下能_レ応_二吏民之禱_一、久救_二旱疫之災_一也。「其神名具_二在神祇官帳_一。」(『続日本後紀』)

③ (嘉祥三年十二月)丁巳(十四日)。雷。何以書_レ之。記_レ異也。(『文徳実録』)

①については拙稿において助字「所謂」の説明の機能について述べた。②の「以_レ也」の語法については鈴木啓之氏が『続日本紀』に関して、「理由後置という歴史記述の方法は、当時の史書のあり方に対する認識の現れであり、それは恐らく春秋左氏伝の伝の形式に倣ったものであった」と述べる。また③「文徳実録」の「何以書_レ之。記_レ異也」とある独特の措辞に関しては、坂本太郎氏が「春秋公羊伝」と『文徳実録』撰者の都良香との関連において説いている。

『三代実録』においても理由後置の文体は継承されており、次に見るように原資料を操作して理由後置の文体に改めて、史書の体例を整えているのである。

a (元慶元年十一月) 十七日甲寅。於_二神祇官_一、修_二鎮魂祭_一。縁_三宮内省行_二大賞會事_一也。
 b 元慶元年十一月十七日日記。依_三宮内省有_二大賞會行事所_一。鎮魂事、於_二神祇官_一行。云々。〔本朝世紀〕
 天慶八年十一月十七日条)

aが『三代実録』の記事で、bが小山田和夫氏によって、その編纂のための原資料となつたと考えられている「外記日記」の逸文である。bにおいては理由を述べてから、出来事を記述するが、aでは史書の体例に合わせて、当日の出来事を記してから、「縁々也」の注釈によって理由をうしるから説明するのである。

このように六国史の体例が編年を基本としつつも、編年記事に対する説明はさみこむ文体で書かれていることは明らかであるが、そのさい中国の史書の方法である「紀伝」の概念を持ち込んで、いささか図式的にいうならば編年体に紀伝体を内在させた体例を志向したのである。『三代実録』はこのようななかで、中国における紀伝体の「先是」の注釈機能の本質を明確に受け継ぎ、紀文の経としての重みを理解させるべく、「先是」による注釈を施したのである。

- 注① 坂本太郎氏『坂本太郎著作集 三 六国史』吉川弘文館、一九八九年、二二―三頁。
 ② ヘーゲル／長谷川宏氏訳『歴史哲学講義 上』岩波書店、一九九四年、二二―四頁。
 ③ 杜預「春秋左氏伝序」については、川勝義雄氏『中国文明選 一二 史学論集』朝日新聞社、一九七三年を参照した。
 ④ 内藤湖南氏『支那史学史 一』平凡社、一九九二年、一七九頁。
 ⑤ 芳賀紀雄氏『萬葉集における中国文学の受容』塙書房、二〇〇三年、二三八頁。
 ⑥ 神野藤昭夫氏「六国史と歴史の手法」『岩波講座日本文学史 二 一九・一〇世紀の文学』岩波書店、一九九六年。
 ⑦ 今西春秋氏「六国史の体例」『石浜先生古稀記念 東洋学論叢』石浜先生古稀記念会、一九五八年。
 ⑧ 稲葉一郎氏「順宗実録考」『立命館文学』二八〇、一九六八年。
 ⑨ 前掲注①書、二七六頁。
 ⑩ 『漢書』五行志については、富谷至氏・吉川忠夫氏訳注『漢書五行志』平凡社、一九八六年を参照した。

- ⑪ 花房英樹氏「会要」について「支那学研究」一一、一九五四年によると、「唐会要」の大暦年中までの記事は、中唐蘇冕の「会要」に基づくという。とするとこの箇所は同時代の記録に基づく記事である可能性が高い。
- ⑫ 谷口孝介「助字「所謂」の語性——古代説話の機制——」「同志社国文学」二六、一九八六年。
- ⑬ 鈴木啓之氏「続日本紀述作の一面——類型表現、理由を後置する「以——也」の場合——」「古代文学」三五、一九九六年。
- ⑭ 前掲注①書、二〇二頁。
- ⑮ 小山田和夫氏『三代実録係年史料集成』国書刊行会、一九八二年、二六三頁。
- 付記 本稿の淵源は、山中裕先生の主宰する「歴史物語研究会」における報告（一九九九年一月二日）にある。いささか会の趣旨から離れた報告をお許しくださった山中先生と、適切な助言を賜った参会の諸氏にこの場を借りて感謝申しあげる。
- なお本稿は、平成十五年度文部科学省科学研究費補助金基礎研究C「日本古典和歌における中国文学受容についての通時的研究」（研究代表者芳賀紀雄教授）による研究成果の一部である。